

広島県公営企業管理規程第二号

広島県公営企業事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県公営企業管理者 實 来 伸 夫

広島県公営企業事務処理規程の一部を改正する規程

広島県公営企業事務処理規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二広島県職員勤務評定実施規程の項を次のように改める。

広島県職員 勤務評定実 施規程		第三条 第四号	第八条 第四項	第十二 条第四 項及び 第十三 条	第十四 条第一 項	第十六 条第二 項	第十七 条第二 項及び 第三項	別表第 三
		知事	総務局人事課長（ 以下「人事課長」 という。）	人事課長	総務局長 人事課長	総務局人事課	知事	局長
		公営企業管理者	企業局企業総務課 長（以下「企業総 務課長」という。）	企業総務課長	公営企業管理者 企業総務課長	企業局企業総務課	公営企業管理者	公営企業管理者 水道事務所 水質管理センター

	別表第 四	
建設事務所	総務事務所 県税事務所 厚生環境事務所 農林水産事務所	水道事務所 水質管理センター

附 則

この規程は、公布の日から施行する。